水田農業確立 後期対策がスタート

～米の消費拡大を推進～

農作業を行う生産者

食生活の多様化などにより、米の消費量は年々減少しています。国では、昭和四十五年から米の生産調整による対応を進めていますが、依然として米の供給過剰は解消されていません。

稲作、転作を通じて生産性の向上を図る対策として、昭和六十二年度から六年計画で国が実施している「水田農業確立対策」が、平成二年度から後期対策として新たにスタートします。

これを受け、市では、関係団体などの協力を得ながら、作付面積の調整や生産性の向上など水田農業の体質改善を生産者とともに進めていくほか、米の消費拡大などにも全力をあげていくことにしています。

全水田面積の約23%が転作対象に

昭和六十二年度から三年間にわたって実施されてきた前期対策は本年度で終了し、来年度からは後期対策がスタートします。

平成二年度に新津市に配分された転作等目標面積は、前年とほぼ同じ七百六十三・七ヘクタールで、その内訳は下の表のとおりです。この目標面積は、当市の全水田面積の約二三%に当たる極めて高い数値となっています。

このため市では、共同の皆さんに呼びかけることになりました。

後期対策の主な改正点

①目標面積の地域間調整を制度化

②水田の多目的利用に対する助成
　景観形成作物（花など）を一般作物に包含することなど

③助成補助金体系の見直し
　高能率生産単位育成加算を新設

④米需給均衡化緊急対策で実施されてきた需要開発米、米消費純増策を後期対策に導入

転作等目標面積

（単位　ha）

区分		面積
転作等		557.5 (576.0)
プール計算米	他用途利用米	170.7 (167.6)
	需要開発米	30.0 (20.0)
消費純増策		5.5 (2.0)
合計		763.7 (765.6)

（　）内は平成元年度配分面積

米の消費拡大に取り組みます

市と市内農業協同組合では、協議のうえ、様々なタイプの米の消費拡大策に取り組んでいくことにしています。来年度は新たに次の二つの施策を中心に、農家

転作用機械の導入や暗渠排水などの基盤整備に対して助成を行うとともに、転作達成奨励事業や転作定着化推進事業、あるいは需要開発米への価格補てん（財源は市が半分、農協などの集荷業者が残りの半分を負担）などへ、補助金を交付することにしています。

(1)純米酒の共同購入

これは、醸造用アルコールを使用しない純米酒を共同購入するもので、一本（一・八リットル）当たり米約一キログラムの消費純増となります。農家一戸当たり平均十本を目標にします。

(2)学校給食への良質米の供給

引き続き、学校給食に良質米を供給しながら、米の消費拡大を進めていきます。

このほかにも、農業祭などで「おにぎり」の配布を行うなど、様々な取り組みをしていきます。

お買物、ご用命は市内で

動物の診療・予防・検査・諸手術・入院
預り・健康管理〈月曜日休診・急患随時〉
ニイツ動物病院
新津市本町2丁目7番21号　☎22―5976・24―6262
（総合結婚式場「一楽」より五泉方面へ200m左側）

ハッピー美容室　本町三丁目11-3　22-0797
当店が新しく共同開発した髪をいためないパーマ
〝ハッピーNewウェーブ〟
◦根本から毛先まで均一なウェーブがでます。
◦ダメージがなく、シットリした弾力表現がでます。

水田農業確立助成補助金の体系

基本額

（単位　千円）

作物名	前期対策	後期対策	増減
一般作物	20	14	△6
永年性作物等	25	19	△6
特例作物	7	4	△3
保全管理	7	4	△3
通年施行	7	4	△3
自己保全管理	―	4	―

※自己保全管理は、市街化区域に実績算入

加算額

（単位　千円）

	作物名	前期対策	後期対策	増減	備考
生産性向上加算	一般作物	20 (10)	26	6	高能率生産単位育成加算
			20 (10)	0	
	永年性作物等	20 (10)	26	6	高能率生産単位育成加算
			20 (10)	0	
	特例作物	5 (5)	5 (5)	0	
地域営農加算	一般作物	10	10	0	
	永年性作物	10	10	0	
	特例作物	5	10	5	

（注）（　）内は特認加算

各農家への仮配分通知

平成二年度の転作等目標面積の各農家への配分については、農業団体と十分に協議したうえ、二月二十一日付で当該農協組合長と市長の連名で仮配分通知を行いました。

当該農協組合長と市長の連名で仮配分通知をしたのは、水田農業確立助成補助金の中の地域営農加算金の交付が、生産者団体を通じて配分通知することを要件にしているからです。

農作物価格補償制度のご利用を

市を含めた農作物価格安定協会では、来年度も引き続き農作物価格補償制度を実施していきます。

この制度は、野菜の価格が一定以下に値下がりした場合にその価格差を補償するもので、生産者が安心して野菜を作付けでき、かつ消費者へ安定供給することができるように設けられています。

□対象作物：秋冬さといも、いちご、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬ねぎ、土ねぎ、ごぼう、アスパラガス、ばれいしょ、えだまめ、かぼちゃ、いんげん

なお、さといもといちごは、市の特産品目として基準額の一〇〇%を補償していきます。

この制度については、市内二農協または市役所農林課でご相談ください。

特別栽培米制度とは、無農薬米など特別な方法で生産された米に限り、数量枠を決めて消費者と生産者が直接契約を結べるものです。新潟県では県外との取引きが普通ですが、今回は全国的にも珍しいケースとなりました。

話し合いはこのほかにも、生活改善グループが生産している「のっぺの缶詰」「幼果桃のピクルス」などの特産品についても行われ、「味は良いのだから、パッケージを工夫したり、大手に売り込んでみてはどうか」といった意見が出されるなど、活発な意見交換が行われました。

地元ブランドの確立を

青年交流会で意見交換―＊

「にいつブランド商品開発」をテーマに、第三回新津青年交流会が、さきごろ開かれました。この交流会は、新津青年会議所と市内の農業青年が意見を交換し、地域の振興を考えようと開かれているもので、今回は市内の農業婦人で作っている生活改善グループも初めて参加しました。

意見交換の中で「地元の米の良さをアピールするためにも、新津の米を私たちが食べなくては」という提案が青年会議所から出されると、農業青年の皆さんも快諾し、両者の間で特別栽培米の作付けについて検討することになりました。

活発な話し合いが行われた青年交流会

お買物、ご用命は市内で

朝9時30分までの受付は当日上がり
高級衣類のお手入れは……
マルヤクリーニング　持込2～3割引　☎22-0739
正しいクリーニングと保存は
衣類の本当の節約

旧市役所前の靴のイザワ　TEL 22-0625
靴なら何でも揃うイザワ
＊あるく楽しさをお届けする――＊